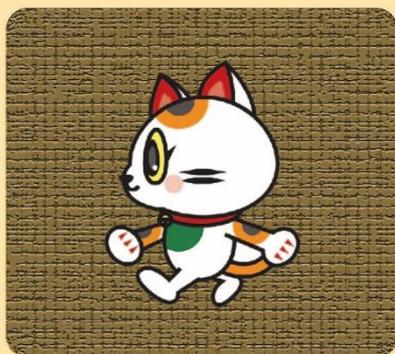
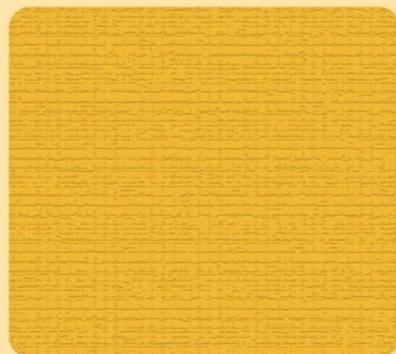


常滑市 高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



住み慣れた地域で
支え合いながら
いきいきと暮らせる
まちづくり



1 計画の策定に当たって

本市では、令和3年3月に「常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、高齢者がいつまでも生きがいをもって、住み慣れた地域で生活できるように住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供する体制の構築を進めてきました。

このたび計画期間が満了することから、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進し、持続可能な制度運営ができるように「常滑市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとします。

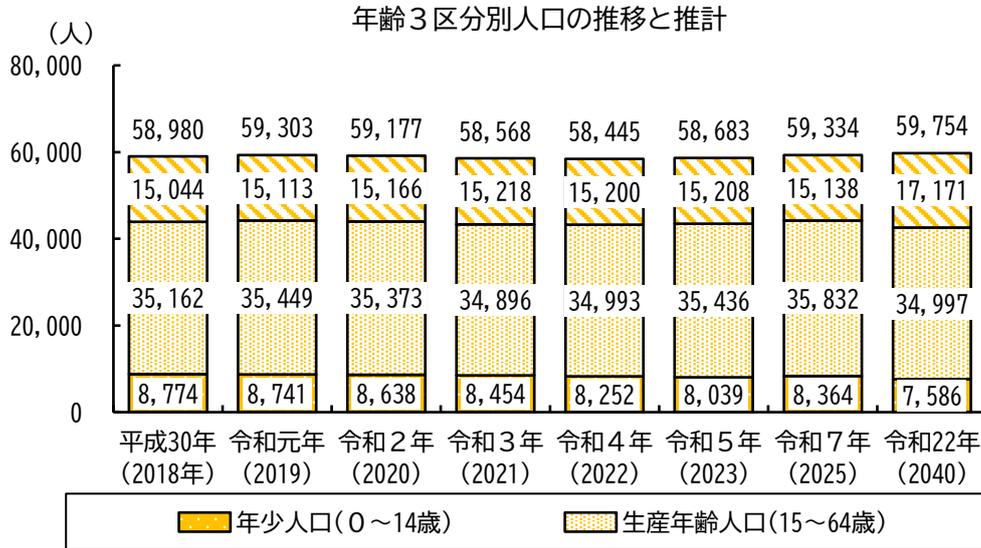


▲団塊の世代が75歳を迎える年

3 高齢者人口の推移と推計

本市の総人口は、令和5年9月末現在58,683人となっています。

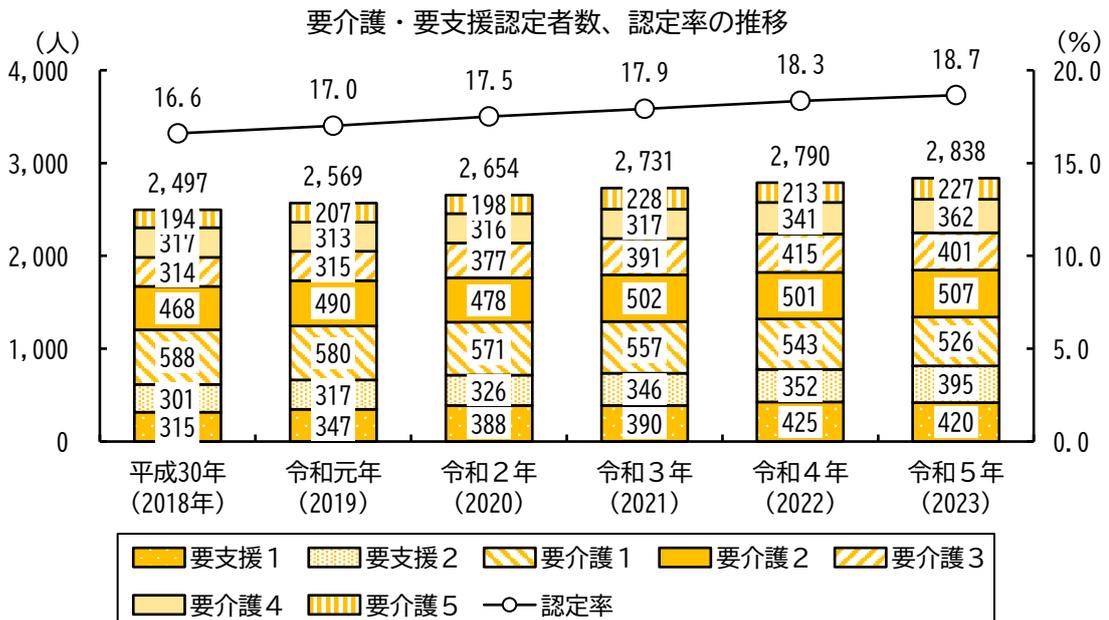
生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）はほぼ横ばいで推移していますが、令和22年には高齢者人口（65歳以上）は約2,000人増加する見込みです。



資料：平成30年～令和5年（住民基本台帳 各年9月末現在）
令和7年～22年（推計値）

4 要介護・要支援認定者数の推移

本市の要介護・要支援認定者数の推移をみると、平成30年以降、要支援1・2、要介護2以上の方が増加傾向にあり、認定率も年々増加しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

5 計画の基本理念と重点目標

本計画では、団塊の世代が75歳になる2025年、そしてその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となり労働人口が大幅な減少に向かう2040年を見据え、持続可能な高齢者福祉と介護保険制度を運営することと、高齢者がいつまでも生きがいをもって、住み慣れた地域で生活できるまちづくりを進めるため、本計画でもこれまでの基本理念を継承し、以下のように掲げます。

[基本理念]

住み慣れた地域で 支え合いながら
いきいきと暮らせる まちづくり

[基本理念の達成を目指すための重点目標]

- I 健康で生きがいのある暮らしづくり
- II とこなめで安心して生活できる地域づくり
- III とこなめで笑顔で暮らせるサービスの仕組みづくり
- IV 認知症の人と家族にやさしいまちづくり

6 分野別施策

重点目標Ⅰ 健康で生きがいのある暮らしづくり

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で、いきいきと暮らしていくために、健康づくりと介護予防を一体的に推進し、健康寿命の延伸を図ります。また、通いの場の拡充とともに、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等を発揮し、活躍できる場や社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築を支援します。

施策の方向性	<ul style="list-style-type: none">(1) 健康づくりの推進(2) 介護予防事業の推進(3) 生きがいづくりと社会参加の促進	
特徴的な施策	<ul style="list-style-type: none">○ 関係機関と連携し、通いの場等で健康教育や健康相談を実施し、必要に応じて介護サービスや医療受診等につなげます。(充実・拡大)○ 「健康とくらしの調査」から見える介護予防に関する課題の解決に向けて事業を計画的に実施します。(充実・拡大)	

重点目標Ⅱ とこなめで安心して生活できる地域づくり

高齢者が、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や自宅で最期まで暮らすために、高齢者相談支援センターの機能強化などの基盤整備を推進します。同時に、医療と介護の連携や地域での見守り体制を強化するとともに、地震などの災害時や緊急時に対応する防災・防犯対策の推進に取り組みます。

施策の方向性	<ul style="list-style-type: none">(1) 安心して暮らせる地域の基盤整備(2) 医療と介護の連携の推進・強化(3) 地域ぐるみで支えるネットワークの強化	
特徴的な施策	<ul style="list-style-type: none">○ 医療・介護関係職員に向け、「人生会議（ACP）」や看取りに関する研修会の充実を図ります。(充実・拡大)○ 住民にかかりつけ医・歯科医・薬剤師の役割やかかり方を啓発します。(充実・拡大)○ 最期まで自分らしく過ごせるよう、住民に「人生会議（ACP）」の周知を図ります。(充実・拡大)○ 災害など緊急時においても事業の継続や早期復旧を可能とするため、介護事業所が策定したBCP(事業継続計画)の運用による研修及び訓練の実施を支援します。(新規)	

重点目標Ⅲ とこなめで笑顔で暮らせるサービスの仕組みづくり

高齢者の増加を見据え、介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るため、介護給付の適正化に取り組むとともに、介護従事者の資質向上や定着を目的とした研修会等を開催します。また、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、在宅生活支援サービスの提供拡大に取り組めます。

施策の方向性	<ul style="list-style-type: none">(1) 生活支援サービスの整備・充実(2) 介護保険サービスの周知と質の向上(3) 介護に取り組む家族等への支援	
特徴的な施策	<ul style="list-style-type: none">○ 介護予防・日常生活支援総合事業について、住民主体による支援や保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスなど多様なサービスを検討し、高齢者ニーズに合わせたサービスの充実を図ります。(充実・拡大)○ 難聴高齢者に補聴器の購入費の助成を行います。(新規)○ 生活に必要な移動が困難な高齢者に対するサービスについて検討します。(新規)	

重点目標Ⅳ 認知症の人と家族にやさしいまちづくり

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、市民向けの講座や研修を実施し、認知症ボランティアの育成や推進を図るとともに、多世代へ認知症に関する普及啓発を図ります。また、認知症は、本人と家族がその状態を受け入れることが困難であるため、本人と家族で抱え込まないように、地域で認知症の人と家族を支えていくまちづくりを推進します。

施策の方向性	<ul style="list-style-type: none">(1) 認知症予防・理解の推進(2) みんなで支える認知症ケアの推進	
特徴的な施策	<ul style="list-style-type: none">○ 認知症の人や認知症の人を介護する家族等が集まる認知症カフェの支援をします。(充実・拡大)○ 認知症の当事者同士が話しやすい環境を整備した上で、当事者やその家族等の悩みや不安を共有し、必要に応じてアドバイスをする交流会を開催します。(新規)○ 当事者としての立場から相談会や講演会の講師を務めることで、当事者のやりがいや社会参加の促進を図ります。(新規)	

7 介護保険料の設定

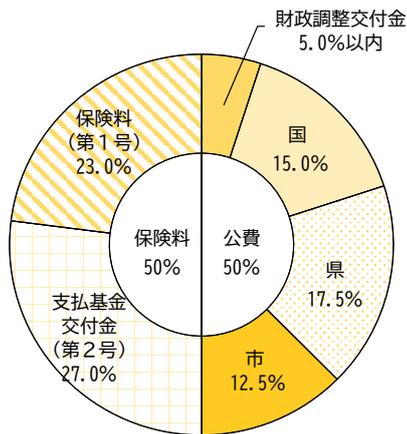
(1) 介護保険の財源内訳

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。介護保険料で負担する50.0%は、第1号被保険者、第2号被保険者で担います。第1号被保険者の負担は、第9期においては23.0%を担うことになります。

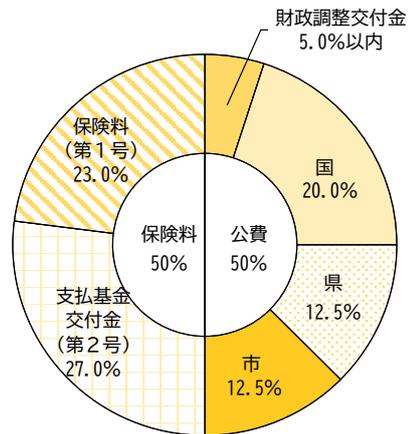
地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担がなく、公費負担が77.0%、第1号被保険者の負担割合が23.0%となります。

【介護保険給付の財源構成】

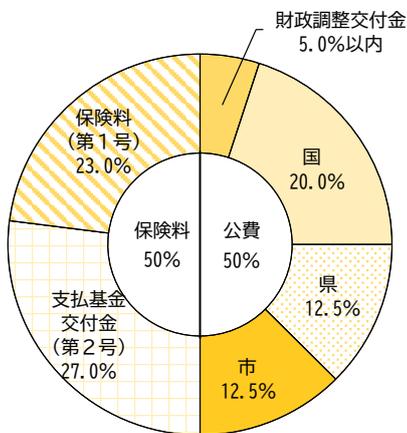
■ 介護給付費（施設分）



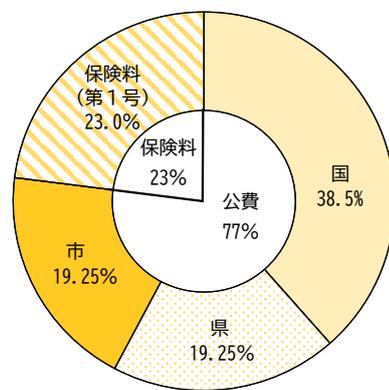
■ 介護給付費（その他分）



■ 地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)



■ 地域支援事業 (包括的支援事業・任意事業)



※財政調整交付金の「5%」は最大の率であり、実際には自治体の第1号被保険者（65歳以上）の後期高齢者比率や所得水準等の状況により異なります。

(2) 第1号被保険者保険料

令和6年度から令和8年度にかけての第1号被保険者の1か月当たりの保険料基準額は下表のようになります。

項目	計算式	金額
①標準給付費		15,082,617,378円
②介護予防・日常生活支援 総合事業費		332,137,607円
③包括的支援事業・任意事業費		318,816,483円
④第1号被保険者負担相当額	$(①+②+③) \times 23.0\%$	3,618,721,438円
⑤調整交付金相当額	$(①+②) \times 5.0\%$	770,737,749円
⑥調整交付金見込額	(今後見込み割合により変動)	675,072,000円
⑦財政安定化基金拠出金見込額		0円
⑧財政安定化基金償還金		0円
⑨保険者機能強化推進交付金等		36,000,000円
⑩準備基金取崩額		326,922,783円
⑪市町村特別給付費		0円
⑫保険料収納必要額	$④+⑤-⑥+⑦+⑧-⑨-⑩+⑪$	3,351,464,404円
⑬予定保険料収納率		99.50%
⑭所得段階別加入割合補正後 被保険者数	各所得段階別見込み人数 \times 各所得段階別保険料率	47,594人
⑮保険料・年間	$⑫ \div ⑬ \div ⑭$	70,772円
⑯保険料・月額	$⑮ \div 12$	5,898円

この結果、本市における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、5,900円とします。

なお、令和12年度（第11期計画期間：令和12年度から令和14年度まで）の第1号被保険者の1か月当たりの保険料基準額は7,400円程度になることが想定されます。

第1号被保険者保険料基準額（月額） 5,900円

(3) 第1号被保険者の保険料の段階

保険料基準額を基に、13段階に細分化した所得段階別の介護保険料を算定すると、以下のとおりになります。

【所得段階別第1号被保険者介護保険料】

所得段階	対象者	負担割合	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.285	20,170円
	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	市民税 非課税世帯	基準額 ×0.485	34,330円
第3段階		基準額 ×0.685	48,490円
第4段階	市民税 課税世帯で	基準額 ×0.90	63,720円
第5段階 (基準段階)	本人非課税	基準額 ×1.00	70,800円
第6段階	市民税 本人課税	基準額 ×1.20	84,960円
第7段階		基準額 ×1.30	92,040円
第8段階		基準額 ×1.50	106,200円
第9段階		基準額 ×1.70	120,360円
第10段階		基準額 ×1.90	134,520円
第11段階		基準額 ×2.10	148,680円
第12段階		基準額 ×2.30	162,840円
第13段階		基準額 ×2.40	169,920円

令和6年3月

発行：常滑市

編集：福祉部高齢介護課

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

T E L : 0569-47-6133

E - m a i l : kaigo@city.tokoname.lg.jp

U R L : <https://www.city.tokoname.aichi.jp/>